

# 時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報に詳細なる庶民生活の報告あり

第三千五百九十八號  
明治廿六年三月九日 木曜日  
舊曆癸巳正月廿一日 (乙巳)  
日出版六時四十分  
月出版九時十二分  
年出版九時二十七分  
(西曆一千八百九十三年)

の達成を求めず飽くまでも元老の名望を利用して治安を維持せんとするの目的なれば特に其終を善くせんことを祈り國家の爲めに爰に心事の一致を勧告するものなり (畢)

の收入平均十三圓  
き事なれ今左に其  
山陽鐵道運賃半  
自二月十七  
至三月三  
乗客

## 時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價運送送料廣告料は左の如し  
一號二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊  
〇時事新報社より直轄三野送スルモノハ右定價ノ外ニ一月月十三箇ノ運送料ヲ由受フ

## 時事新報廣告料(前定)

一行五箇活字廿四字第一日限一日以上七日以上  
一行ニ付十三錢十一錢十錢五錢

## 本社(寄稿)に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を擴張するより各社同一の記事を掲ぐるものと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲めに行進を生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向て發送せらるるものとす

## 時事新報

### 元老内閣の善後策(昨日の觀)

元老内閣の維持法甚だ窮乏たりと云ふも其由て來る所の原因を尋れば元老その人々の間に政治上の意見の殊にして結合の困難あるのみ其名望使節に至りては天下の許す所にして之を尊重する者蓋し多からざる可し抑も立憲政治の本色は各派の政黨主義を以て分れ主義を以て争ふに在るものとせば今の元老諸氏も國會開設前に在りては人民に對して直接の責任もなく唯一片の誠意誠心で以て職を奉じ國家の爲めに忍ぶ可らざるをも忍び自分の主義を擧げて相互に協同一致し世間に内の紛擾を止したるものともし所謂情誼情實の結合なりしかども今や政況の一變と共に内部の動靜は直に人民の窺ふ所となりて政務の運動自由なるを得ず即ち元老諸氏の窮する由縁にみれば此處は諸氏に於ても二十餘年來の心事を一轉し情誼情實の結合は立憲の政府を維持するの法に非ずと觀念して各自相互に主義を以て分れたるの、其信する所を行ふて青天白日に成敗を争はんも我輩の敢て勸告する所なり其の實際に至りて如何と尋れば前節に云へる如く今の政府部内には硬軟の兩派自から分明にして世間或は之に附するに武斷派文治派の名を以て互に竊に主義を殊にするのみならず民間の政客中にも正しく其趣を同ふして硬軟のあり軟硬のありを幸なれ元老の手にて果斷硬強の主義を説く者は先づ部内に在る其流の人を集めて民間の硬軟者と結合し、文治を重んずる者も亦内外に於ける同臭味の政客を集め、硬軟文武相分れて各々其執る所の主義を行ふ可きのみ例へば過般現政府より議會に提出したる地價修正案の如き政府部内に異論あるのみか議員中にも不服を唱ふる者少ならず、硬軟之を可とする者は元老中の誰とぞ主義を伺ふし、硬軟の誰とぞ同意なるものと事實に明白

なる所なれば單に此一案の問題にても黨派の界を分つるも甚だ易くして元老某氏は在野政客の何れの部分に合し、某氏は其何れの團體に結び今日に云ふ官民の區別などは全く跡を拂ふて唯主義の異同を以て政黨を立て國民全體の輿論如何に従て勝敗を決し多數の人の望を得たる者が政局に當るものと爲る可し我輩は人物の誰れ彼れを指名するに非ず又指名するを好まざればも行文の便の爲めに假りに其名を借用して云はんは山縣伯が硬強主義にして其次第を表し朝野に向て同主義の人を求めたらんには之に應ずる者決して少ならず其人々々を結合して一團體を作ると同時に伊藤伯も亦文治主義を以て政友を得るものと雖からず既に硬軟相分るの上は平生の私交如何に拘はらず政交をば斷絶して銘々の信する所に従て進行す可し斯の如くにして維新元老の地位如何と云ふに決して危險あるものとなく元老は依然たる元老にして常に其政黨の推服する所を爲り外に在りては首領を爲り内に入ては閣員たる可し勢の然らしむる所にして從前の事實に徴しても疑を容れず當に地位の危からざるのみか却て其終を全ふして榮譽を長くするの道にみれば之を今日の情實論にからせりて言行自由ならず相互に會釋して自から信する所を狂げ屈強なる智力體力にてありながら恰も半身不隨の片輪の爲りて無理に結託の風を裝ひ心中に不愉快のみか現在政府外に得べき政友を敢て思ひも寄らぬ攻撃を被り一方に内の事情を顧慮して十分の答辨をも爲すも能はず獨り自から苦しむるものに比すれば同年の論に非ざるなり或は硬強派の人より云へば文軟者流は文弱にして民黨に媚る者なりなぞ説もあらんやれども民黨として素より同一色に非ず文治主義を説く者もあれば怒る者もあり其怒る者は即ち硬強派の政友にして悦ぶ者は硬強派の友なり既に之を友とし視れば其歡心を買ふ者は當然のものとせば必ずしも媚を呈するなぞ云ふ醜態を用ふるに及ばず唯その爲すかまに任して其一類の全體より偏するの工風を重んず可きのみ又文軟派の説に従へば硬強派は不骨不文にして文明の政局に當る可らず甚だしき如何なる亂暴も計られずとて掛念するが如くなれども硬強派必ずしも武人のみならず其中自から濟々たる多士あり且前にも云へる如く武斷政治は時勢の許さざる所にして亂暴云々の掛念は單に武人の武の字に欺かれて餘計な心配するものなり其無謀ならざるは我輩の保證する所なり左れば維新の元老が心事を轉じて双方を分れたるの、其信する所を行ふて國家に盡さんとするときは其人々の在野を問はず其主義の異同を以て離合するものとせば從前情實の爲めに席を同ふしたる者が忽ち相違さかると共に昨日まで政敵なぞ稱したる人も今日は無二の政友たるものとある可し事局の變動容易ならざるが如くなれば朝に在るも野に在るも政治上の牛耳を執る者は必ず元老の外ならざれば云はば維新の功臣を其まじりに存して立憲政治の運動を阻害するものなり我輩の宿願は立憲政治責任内閣

## 官報

農商務省令第五號  
明治二十四年(八月)農商務省令第十一號度量衡法施行規則中左ノ通改正ス  
明治二十六年三月八日 農商務大臣伯耆後藤兼二郎

農商務省令第五號  
明治二十四年(八月)農商務省令第十一號度量衡法施行規則中左ノ通改正ス  
明治二十六年三月八日 農商務大臣伯耆後藤兼二郎

農商務省令第四號  
明治二十四年(八月)農商務省令第十一號度量衡法施行規則中左ノ通改正ス  
明治二十六年三月八日 農商務大臣伯耆後藤兼二郎

農商務省令第三號  
明治二十四年(八月)農商務省令第十一號度量衡法施行規則中左ノ通改正ス  
明治二十六年三月八日 農商務大臣伯耆後藤兼二郎

農商務省令第二號  
明治二十四年(八月)農商務省令第十一號度量衡法施行規則中左ノ通改正ス  
明治二十六年三月八日 農商務大臣伯耆後藤兼二郎

農商務省令第一號  
明治二十四年(八月)農商務省令第十一號度量衡法施行規則中左ノ通改正ス  
明治二十六年三月八日 農商務大臣伯耆後藤兼二郎

農商務省令  
明治二十四年(八月)農商務省令第十一號度量衡法施行規則中左ノ通改正ス  
明治二十六年三月八日 農商務大臣伯耆後藤兼二郎

農商務省令  
明治二十四年(八月)農商務省令第十一號度量衡法施行規則中左ノ通改正ス  
明治二十六年三月八日 農商務大臣伯耆後藤兼二郎

米價の持合  
東京のみならず、期(の)如きも行掛りて薄く然かのみならず、或は買入待の賣價、度(の)人氣となり、買入(の)ありしなら、早晩此の不約合、は過去の商況に、も次第に加り、見(る)なるべく、凶(と)するの季節、控(制)主義を一變して、遠(く)にあらざるべ、らんか北國米は、附(き)あるならん、居(る)が故に左、の持合は此月、す(べ)しとあるべし、シカゴ府近、せる(る)信(に)左、に強(く)日中、二(月)初旬より、以下(と)申(せ)實際、て(は)室(外)にて、程(の)次第、甚(だ)乾燥、發(する)位(に)實(に)、外(に)は、せ(ば)川(崎)か、府(より)凡(そ)四、の所(で)は、九、築(中)に、三、大團結移住、舊(臣)と共に、是(の)事(は)皆、一(千)餘名、道(へ)千、に赴(き)て、目下、

山陽鐵道運賃半減の結果  
我國鐵道の運賃は尙ほ高きに過ぎる爲めに、素人の之を利用する能はざる事實ありて、其結果却て鐵道收入の寡きを致すものなり、近頃鐵道業者の間には、一疑問なり、此種山陽鐵道會社が舊曆の正月十五日、其資金を半減したる結果は、多少此疑問を釋くの參考に供すべき歟、素より半月間の事なれば、運賃半減を聞いて用なきの人試乗したるも、あらん當時田舎は正月にて人心浮立ちたる折なれば、遊山に出掛けたるもの多かりし、なん其他斯る臨時の事情ありて、運賃半減の結果を美事にしたるものなるべしと雖も、現に月平均は一日一圓の平均収入は八圓五十錢前後なる間、鐵道にして此十五日間は一日一圓